

機関番号：15101  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2008～2010  
 課題番号：20530731  
 研究課題名（和文） 児童養護施設児の生活と発達に応じた「子どもの権利」教育用教材・指導評価法の開発  
 研究課題名（英文） The Project of Making Educational Tools and Assessment Method for 'Rights of The Child', Considering The Life and Development of Foster Care Children  
 研究代表者  
 田丸 敏高（TAMARU TOSHITAKA）  
 鳥取大学・地域学部・教授  
 研究者番号：30179890

研究成果の概要（和文）：児童養護施設の処遇改善を目指して、(1)入所児童にインタビュー調査を実施し、「子どもの権利」理解と生活意識の特徴について明らかにし、(2)児童養護施設の日常的生活場面を題材とした「子どもの権利絵本」を作成し、(3)児童および施設職員の協力を得て、絵本の読み聞かせを行い、その効果を確認した。その結果、作成した絵本の読み聞かせは、子どもの権利に関して、字句上の理解にとどまらず、職員と子どもとの相互理解を生み出すことが示唆された。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study was to make educational tools and assessment method for understanding 'the right of the child' in children's home. First, interview research was conducted, clarifying the characteristics of foster care children's understanding of their rights and treatment in children's home. Second, two types of picture book getting materials from everyday life was made, and their effectiveness on mutual understanding of children's rights was examined by reading the books to children.

#### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：発達心理学  
 科研費の分科・細目：教育学・教育学  
 キーワード：生涯学習

#### 1. 研究開始当初の背景

児童養護施設において被虐待児が急増した中、入所児童に安全・安心な場を提供することは喫緊の課題であった。近年各県それぞれで「子どもの権利ノート」が作成され、入所時に子どもにそれを配布し、「子どもの権利」について説明するという取組が始まっていた。この取組の結果、児童相談所や施設の

職員に、「子どもの権利」理解が普及したが、子ども自身に対してどのような効果があったか不明な状況であった。そのため、「子どもの権利」理解に関する調査が必要であった。さらに、「子どもの権利ノート」という子どもの権利条約の解説的な文書にとどまらず、児童養護施設児の生活と発達の実態を踏まえた新しい教材・指導法・評価法の開発が望

まれている。

## 2. 研究の目的

本研究は、児童養護施設児の生活と発達に  
応じた「子どもの権利」教育用教材・指導評  
価法の開発をめざして、以下のことを目的と  
して行われた。

(1)鳥取県の児童養護施設を対象にして、「子  
どもの権利ノート」の活用の実態について明  
らかにすること

(2)児童養護施設入所児について、「子ども  
の権利ノート」の理解および権利意識の特  
徴について明らかにすること。その際、子  
どもの発達に応じた特徴を明らかにすること。

(3)児童養護施設児の生活と発達の実態を  
踏まえながら、子どもの権利の理解を促  
す教材を開発し、指導法や評価法を含め  
て、その効果について確かめること

## 3. 研究の方法

児童養護施設と大学とで協同研究体制を  
組み、毎月定例の検討会を持ちながら、  
研究を計画・実施した。児童養護施設の  
全面的な協力の下、以下の方法で研究を  
遂行した。

(1)鳥取県児童養護施設入所児童（小学  
生から高校生）に対する個別インタビュー  
調査。なお、インタビューは大学と施設  
職員とが協同であった。

(2)児童養護施設の特徴と権利主張の必  
要な状況を明らかにし、それを踏まえた  
教材として「絵本」および「クレイア  
ニメ」の開発し、それらを試験的に実施  
し、効果を確認。

(3)絵本および児童養護施設の生活に関  
するアンケート調査を中国地区児童養  
護施設職員に対して実施。

(4)改良を重ねた絵本教材を用いて子  
どもに読み聞かせ等を実施し、その効  
果について子どもから聞き取りを実施。  
その結果をデータとして示しつつ、  
児童養護施設職員に対して意見聴取。

## 4. 研究成果

研究を通じて、以下のことが明らかにな  
った。

(1)鳥取県内児童養護施設では、職員によ  
ると入所時に子ども全員に「子どもの  
権利ノー

ト」が配布されていたが、入所児童に  
面接調査したところ現在自身で所持して  
いる子どもの割合は4割であった。また、  
ノートで使用されている用語（施設、  
児童相談所等）や文面（秘密の保持、  
思想・信条の自由、懲戒権の乱用の禁  
止等）の理解について調べたところ、  
何れについても正しく理解している者  
は少数であった。「施設」という用語  
がいま生活している場所であることを  
示すことができた者は、小学生で15%、  
中高生で67%であった。「子どもの  
権利ノート」で困ったとき連絡するよ  
うに書かれている「児童相談所」につ  
いて、場所を知っている者は小学生  
で36%、中高生で51%であった。

(2)児童の生活の実態を踏まえて、食  
事場面における意見表明に関わる事  
項を題材とするクレイアニメおよび  
絵本を施設職員と協同制作した。この  
ために、施設職員には子どもにとって  
意見表明等の権利主張が必要な具  
体的場面を繰り返し想起してもらった。  
これをもとに試作を繰り返して、クレ  
イアニメと絵本を制作した。それぞれ  
の作品を子どもに実験的に示し、そ  
れぞれの特徴を検討した結果、当面  
は1対1で読み聞かせる絵本の完成  
を課題とした。

(3)中国地区の児童養護施設職員に  
アンケート調査を実施し、「絵本の読み  
聞かせをしたとすると、その後子ども  
とどんなことを話してみたいか」尋  
ねたところ、過半数から当てはまる  
との回答を得た項目は、「食べ物を大  
切にすること」76%、「嘘などつか  
ずに正直であること」63%、「説明  
すれば分かってもらえること」56%  
であった。

また、絵本と同様な実際場面（子  
どもが苦手な食べ物を前にしたとき）  
でどうするか尋ねたところ、過半数  
の職員が当てはまるとした項目は、  
「子どもに訳を聞く」（84.5%）と  
「多少嫌いな食べ物でも食べられる  
よう説得する」（73.5%）であ  
った。

(4)絵本について検討を重ねた結  
果、「施設の食事で嫌いなものが出た」  
という具体的な場面を題材とする  
絵本『たっくんとぐりんぴーす』  
に加えて、「嘘をついてしまった」と  
いう抽象度の高い別な題材を用いた  
絵本『たっくん うそついちゃった』  
を作成することにした。施設職員に  
意見聴取したところ、2冊ともこれ  
を用いることで「子どもの権利」に  
関わって子どもと話をすることが  
できるという回答を得た。

(5)絵本の教材としての有効性およ  
び指導法・評価法の可能性について  
検討するために、児童養護施設入  
所児（年長幼児～小学校6年生）に  
対し1対1のインタビューを行い、  
施

設生活に関する感想を聴取する一方、2冊の絵本の読み聞かせを行い、絵本理解の仕方について明らかにした。施設生活については「とても楽しい」(55.6%)「まあまあ楽しい」(31.9%)であった。実際に「嘘をついたとき先生はどうするか」尋ねたところ、絵本の読み聞かせ前後で回答に変化が見られた者は約5割であった。これに対し「嫌いな食べ物が出てきたときどうするか」尋ねたところ、絵本の読み聞かせ前後で回答に変化が見られた者は約4分の1であった。

(6)これらの結果を施設職員に示しながら、インタビュー調査を実施したところ、読み聞かせを通じてコミュニケーションができる今回の絵本は、「子どもの権利」教材として有効であるという回答(94%)を得た。

(7)2冊の絵本については、製本し県内施設に配布した。これが子どもにどのように認められていくか、職員による読み聞かせとしてどのように活用されるか明らかにすることは、今後の課題である。また、字句上の知識の注入ではなく、日常場面を題材とした絵本を用いて読み聞かせし、読後のコミュニケーションを通じて権利の相互理解を深めるという方法が、子どもの権利意識の発達においてどのような意義を有するのか明らかにすることも今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①高橋千枝・田丸敏高・奥野隆一・神谷哲司・瀬尾麻実・田村崇・内藤綾子・内藤直人、児童養護施設職員における子どもの捉えに関する考察——フォーカスインタビューによる検討——、地域学論集第6巻、査読無、2009、173-178

②高橋千枝・内藤直人・田丸敏高・奥野隆一・神谷哲司・瀬尾麻実・田村崇・内藤綾子、児童養護施設入所児の職員観と生活意識、地域学論集第6巻、査読無、2009、159-171

③内藤綾子・田村崇・瀬尾麻実・田丸敏高、児童養護施設児における「子どもの権利ノート」の理解、地域学論集第6巻、査読無、2009、35-43

〔学会発表〕(計8件)

①内藤綾子・高橋千枝・田丸敏高・瀬尾麻実、児童養護施設における「子どもの権利」教育用教材の開発(3)、日本発達心理学会第22回大会、平成23年3月27日、東京学芸大学  
②田丸敏高・内藤綾子・高橋千枝・瀬尾麻実、

児童養護施設における「子どもの権利」教育用教材の開発(2)、日本発達心理学会第22回大会、平成23年3月27日、東京学芸大学

③高橋千枝・田丸敏高・内藤綾子・瀬尾麻実、児童養護施設における「子どもの権利」教育用教材の開発(1)、日本発達心理学会第22回大会、平成23年3月27日、東京学芸大学

④高橋千枝・田丸敏高・内藤綾子、児童養護施設におけるクレイアニメと絵本を用いた「子どもの権利」教育用教材の開発日本教育心理学会第52回総会、平成22年8月29日、早稲田大学

⑤内藤直人・田村崇・奥野隆一・瀬尾麻実・高橋千枝・田丸敏高・内藤綾子、鳥取県児童養護施設子どもインタビュー調査——児童養護施設入所児と施設職員へのインタビュー調査からの検討、鳥取県福祉研究学会、2010年2月10日、鳥取県立福祉人材研修センター

⑥高橋千枝・田丸敏高・内藤綾子、児童養護施設児の生活と「子どもの権利」理解(3)、日本教育心理学会、2009年9月21日、静岡大学

⑦内藤綾子・高橋千枝・田丸敏高、児童養護施設児の生活と「子どもの権利」理解(2)、日本教育心理学会、2009年9月21日、静岡大学

⑧田丸敏高・内藤綾子・高橋千枝、児童養護施設児の生活と「子どもの権利」理解(1)、2009年9月21日、静岡大学

〔図書〕(計1件)

①田丸敏高(研究代表)、鳥取養育研究会・児童福祉研究会、児童養護施設と子どもの権利——絵本等「子どもの権利」教育用教材・指導評価法の開発——、2011、101ページ

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

絵本の発行(計2件)

①瀬尾麻実さく、児童福祉研究会(研究代表 田丸敏高)共同制作および発行、たっくんとぐりんぴーす、2011

②藤原正美さく、児童福祉研究会(研究代表 田丸敏高)共同制作および発行、たっくん うそついちゃった、2011

リーフレット(計1件)

①鳥取養育研究会(研究代表 田丸敏高)、子どもたちが教えてくれたこと——鳥取県児童養護施設子どもインタビュー調査——、

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田丸 敏高 (TAMARU TOSHITAKA)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：30179890

(2) 研究協力者

奥野 隆一 (OKUNO RYUICHI)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：10437519

高橋 千枝 (TAKAHASHI CHIE)

鳥取大学・地域学部・講師

研究者番号：00412916

内藤 綾子 (NAITO AYAKO)

研究者番号：50462031